

日本脳炎予防接種の特例措置について

日本脳炎の予防接種は、平成17年度から平成21年度まで積極的な勧奨の差し控えられていましたが、現在は通常通り受けられるようになっていきます。この期間内に接種機会を逃した可能性のある方は、特例として定期予防接種を受けることができます。

特例対象者

- ① 平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれで20歳未満の方
- ② 平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの方

① 平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれで20歳未満の方

第1期の不足分および第2期の接種を受けることができます。

接種状況	第1期の接種方法	第2期の接種方法
0回（未接種）	初回接種として6日から28日までの間隔をおいて2回接種。その後6か月以上の間隔をあけ、追加分として1回接種。	9歳以上20歳未満までに第1期の3回目終了後6日以上の間隔をおいて1回接種。 （おおむね5年の間隔で接種すると望ましいとされています）
1回接種	初回接種の2回目として1回接種。6日以上の間隔をおいて追加分として1回接種。	
2回接種	追加分として1回接種。	
3回接種	1期は完了しています。	

② 平成19年4月2日から平成21年4月1日生まれの方

9歳以上13歳までの間に第1期接種の不足分と第2期の接種が受けられます。

接種状況	接種方法	第2期の接種方法
0回（未接種）	初回接種として6日から28日までの間隔をおいて2回接種。その後6か月以上の間隔をあけ、追加分として1回接種。	9歳以上13歳未満までに第1期の3回目終了後6日以上の間隔をおいて1回接種。
1回接種	初回接種の2回目として1回接種。6日以上の間隔をおいて追加分として1回接種。	
2回接種	追加分として1回接種。	
3回接種	1期は完了しています。	